

農繁期の防犯これだけはせひ 春には心の戸締りが大切

いよいよ行楽シーズンがやってきました。春先には「あき臭い」スリ「忍び込み」などの犯罪や各種の事故がふえる時期です。花見や春祭りなどに多く発生する犯罪や事故を未然に防止するためみなさんから防犯に深い関心をもちたいべく共に楽しい春に暗い犯罪や事故にあわないよう、次のことについてご注意ください。

- ①盗難の予防
△外出するときはもう一度戸締りの状況を見直してカギのかけ忘れのない様にすること。
△家を留守にするときは隣り近所の人に頼んでからでかかって、また頼まれたらよく見返ってやる様子がけり。
△南京錠など目につくやすり

ものは外側につけないように工夫するとともに家庭締め(防犯協会や警備隊)を用い錠を二重にすること。
△鍵のときは戸締りを確実にし内は暗く、外を明るくしておくようにすること。
△まとまった現金はできるだけ手もとにおかないようにして預金通帳と印鑑は別々に保管することが安全です。
△商店では万引やかつぱらひがふえるので特に注意すると共に手提金庫や売上げ金の置き場所は人目にふれないところに置くようにすること。
△スリ被害の予防
△混雑した場所などでわざと身体を押しつけてくる者があつたらスリのうたがいをもち

昭和42年4月15日執行 新潟県議会議員一般選挙結果表

Table with columns: 選挙当日の有権者数, 投票者数, 棄権者数, 投票率. Rows: 男, 女, 計.

候補者別得票数

Table with columns: 候補者名, 得票数. Rows: 鈴木 太吉, 竹内十次郎, 岡田 幸平, 笛木基一郎, 小林 静夫, 中山 竜雄, 中本 清衛.

注意しましょう。
△財布は肌に近いポケットにしまい、外ポケットには財布や現金を絶対に入れておかないようにすること。
△混雑する場所へ行くときは必要以外の現金を持たないよう(防犯協会や警備隊)にすること。
△買い物かごに財布をむき出しにしておくとスリにねらわれます。
△混み合う乗り物の出入口はスリのかせき場所ですから降り降りに注意すること。
△ごまごの弄火の予防
△ごまごに火いたずらや火事の恐ろしさをよく言い聞かせておく。
△マッチやライターなどはごまごの手の届かない場所へよく始末しておくこと。
△火いたずらをして「子ども」を見かけたときはみんな注意してやめさせること。
住所より

所得税の修正申告と、更正の請求について

提出期限の三月十五日までに提出されました、所得税の確定申告書に記載した、所得金額や所得控除額、または税額などが誤つてある場合があります。
このような申告も、計算誤りなどを是正するための制度として、「修正申告」および「更正の請求」の手続きがあります。

巻 税 務 署

「修正申告」は、申告した内容が過少であった場合は修正で、いつでも手続きができます。
「更正の請求」は、申告した税額等が過大であった場合に是正する手続きで、五月十五日までに、この請求の手続きをしなければならぬことになっております。

Table with columns: 年月, 出生, 死亡, 転入, 転出. Rows: 昭和41年度, 昭和42年度, 計.

鴻東村の将来

昭和四十一年度の人口動態より

昭和四十一年度は、ひのえうまの年で、全国的に子供の生まれるのが少なかったと云えられていますが、鴻東村では前年より約二十人少ない六十人しか生まれませんでした。しかし昭和四十一年度(昭和四十一年四月と四十二年三月)では七十一人生まれていました。

農家メモ 農業振興協議会

米一〇〇万トン達成運動

鴻東村は六〇〇キロ達成運動として展開 われわれの所得をのばすために、この運動をもちあげよう。

すでに皆さん新聞、テレビ等でご承知のとおり県では、四十二年度より県をあげて、米一〇〇万トン達成運動を展開しております。これは現在の十ノール当収量(平均四三〇〜四五〇kg)を〇%増しの五三四kgに引上げ総生産量八〇万トン(米一〇〇万トン)に四十五年までに実施しようというものであります。

本県農業の柱である米づくりの振興は本県農業に課せられた使命であり、稲作の現状から高反収、高効率稲作を推進することは極めて重要な課題であるように、本村農業のすべては米作りであるといえるくらい、米に対する依存度は高く、このため村においても関係機関、全農家が協力して米一〇〇万トン達成運動を進めて農業所得を増大し、本県又本村稲作振興を図らなければなりません。

Table with columns: 市町村名, 反収kg. Rows: 市村材村, 根室村, 1. 2. 3. 4. 10. 鴻東村.

Table with columns: 反収kg, 反収kg. Rows: 516, 508, 508, 498, 489.

- I 技術対策
1 豊かな土作り
2 優良品種の普及をはかる
3 熟期別作割割合の配分を適正にして早生偏重を是正する
4 育苗、田植期
5 薄播きで育苗を育成し適期田植を励行して多収な稲作を実施する。
6 栽培密度
7 密植により良質米の確保をはかる。
8 施肥
9 施肥量の適正化と施肥法の改善
10 施肥を適正に施用する。
11 病害虫の防除
12 防除体制を整備し、適期経済防除を推進する。特にいもち病、白葉枯病、紋枯病などの防除に重点をおく。
13 用水管理
14 用水慣行を改善して水管理を合理化する。特に早期落水を改める。
15 よい米づくり

推進対策

- II 対策事業
1 生産目標の設定と地区別重点技術の推進
2 村の生産目標を設定し村内の条件別栽培指針を定めて部落階級の生産体制を強化して技術浸透をはかる。
3 生産組合(部落、農家組合)ごとに目標を定め話し合いにより栽培基準を作成して改善計画を実践する。
4 稲作増収実践隊設置事業
5 飛躍的な増産をはかるには地区に適應した増収重点技術の普及徹底が必要である。このため稲作増収実践隊を育成し個人技術から脱皮して地区ぐるみの集団的な栽培方式により技術の受け入れ体制を組織化して高反収、高効率稲作を実現する。
6 実践隊団一カ所を指定して農繁指導を実施する。
7 一カ所原則として三十ha以上の集団とする。
8 助成は基準事業額以内とする。
9 指定した集団は二カ年継続事業とする。
10 多収稲作研究会の開催
11 米一〇〇万トン達成の意思
12 高場と多収の可能性を実証するため全村にわたり、多収実践作業を実施する。
13 個人部門、団体部門とする
14 高度集団栽培促進事業
15 品種の統一、栽培管理の協定共同作業などによる集団栽培を実施し、高反収高効率稲作経営を実現して稲作改善をはかるというものでこれが普及推進を行なう。
16 四十二年において一カ所の指定を行ない(農林省より指定済)トラクター導入による共同作業をはじめとする集団活動を行なう。
17 病害虫防除指導事業
18 病害虫の防除組織を整備するとともに、予察体制を強化して病害虫防除体制の整備をはかる。方、技術員、防除員による適正指導の強化をはかる。
19 防除機具、効率的利用体系の普及指導。
20 大型防除機具の効率的活用をはかる。(委託防除方式)
21 野鼠駆除の実施
22 稲作研究、各試験田の設置
23 各種試験田を設置する。
24 各種試験田対策事業
25 乾草改善対策事業
26 乾燥機の普及により、その適正な運用をはかり良質米を生産するため水分測定器導入について助成する。
27 四十二年度 二十台分
28 以内定額補助
29 受検推進班単位を原則として助成する。
30 優良品種種子更新事業
31 優良品種の普及浸透をはかるため、種子場や育成場、普及奨励価格低減補助を行なう。
32 稲作講演会等の普及事業
33 稲作経営技術の向上をはかるため稲作講演講習会を開催

10 関連事業
 (1) 農業構造改善事業など大規模計画の積極的推進及び指導を行ない、当事業の効率的展開をはかる。
 (2) 耕土層積事業、暗渠排水事業の推進。
 (3) 技術陣による各部落への適正指導の強化。
 (4) チェーン、有線放送等による技術対策等についての徹底。
 (5) その他必要な事業。
 以上が本運動の要旨ですが、私共はこの県民運動を盛り上げ多様な種作りを主軸として我々の所得の向上を図ることに、お互いの努力を向注することが、肝要であると考えられます。

この協議会は湯東村の農業振興事業を関係各機関、団体が協力して総合的に実施することにより、本村農業の発展と農家経済安定向上に寄与すべく、従来の種子更新協議会、産米改良組合、米穀売渡推進協議会、農業近代化資金制度推進協議会、等々数多くの外郭団体を発展的解消をし、この農業振興協議会一本に絞って一貫した農業振興施策を推進することを基本としております。

湯東村農業振興協議会 会設立について

協会のメンバーとしては、村、村議会、農業委員会、農協、共済組合、土地改良区出張所、農業研究団体(クラブ等)、普及所、食糧事務所出張所の代表及び役員をもって構成し、事務局を役場経済土木課に置きました。

事業としては、作物事業(主として種作)、畜産振興事業、農業教育事業、生産基盤整備事業、農業制度資金融資事業に大別し、それぞれ推進事務部会を通じ、各々の事業推進のなかに縦横の連絡をとり一連の事業、指導を実施する計画です。
 尚詳しく事業内容は、各関係機関より周知していただく予定ですが、その都度お知らせいたします。

豚コレラ予防注射実施方法が変更されました

例年各飼育者の豚舎を個々に巡回して実施してまいりましたが豚コレラ予防ワクチン注射の方法が今年度より変更されることになりました。
 これは県下において、昭和三十九年以降発生している豚コレラの効果的な防疫をはかるため、生産仔豚を主体とした豚コレラ予防注射方式に改正いたしました。

仔豚注射方式

- (1)巡回戸数が少なくて良い。
- (2)注射技術は容易である。
- (3)豚の保持、耳標装着、内股部注射
- (4)注射率は固定化する。
- (5)肥育豚農家は注射済豚を購入出来る。
- (6)肥育豚農家は安全な豚を販売できる。
- (7)獣医師として豚コレラ防疫の指導をしやすい。
- (8)発生時の緊急予防注射(未注射豚)の必要がない。
- (9)労力的に緩和される。

防疫注射事業を推進、常在化傾向にある本病の発生を未然に防止し養豚経営の健全発展を期すべく、県において、従来の一斉注射方式から仔豚注射方式に改正したものであります。これを、従来までの一斉注射

方式と生産農家における仔豚注射方式を簡単に比較してみると次の様になります。
 豚コレラ仔豚注射実施要領は次のとおりであります。

仔豚方式

- (1)多量。(全飼育者)
- (2)難し。
- (3)大小各種、多頭、保持困難、再根部注射
- (4)注射率は時期的、地域的に差が甚しい。
- (5)購入したくとも、できるものではないものがある。
- (6)発生時の都度、豚コレラ予防注射しなければならず労力的に不安定である。

一斉注射方式(従来)

- (1)力員に依頼、豚の動向を把握し本事業の実施に協力をお願い。
- (2)村は協力員等の協力を得て、繁殖種豚飼育者名簿を作成し、部落別の繁殖種豚飼育農家数及び飼育頭数を把握する。
- (3)力員に依頼、豚の動向を把握し本事業の実施に協力をお願い。
- (4)村は協力員等の協力を得て、繁殖種豚飼育者名簿を作成し、部落別の繁殖種豚飼育農家数及び飼育頭数を把握する。
- (5)発生時の都度、豚コレラ予防注射しなければならず労力的に不安定である。

農業近代化資金取扱方法の一部改正について

四十二年度より農業近代化資金融資方針が次の内容により改正されましたので、申請の際は間違いないように所定の手続きをとられたくお願いいたします。

昭和四十二年度 農業近代化資金融資方針

- 一、昭和四十二年度融資目標額(融資枠) 県全体 三十三億円
- 二、(一)は未決定である。四十二年度は三〇、〇〇〇万円以上である。
- (2)基金協会の債務保証について、選別保証を助長する。
- (3)融資機関は資金種類、貸付金額の多少、償還期限の長短等当該融資機関で最も合理的と思われる方法により、選別保証を行なうように努める。
- (4)県単特別利子補給事業のうち協業組織のトラクター導入については原則として二五P以上のものに努める。

承認回数と書類提出時期	承認回数と書類提出時期			
	第1期	第2期	第3期	第4期
融	4月10日	7月10日	10月10日	1月10日
融	4月20日	7月20日	10月20日	1月20日
融	4月30日	7月30日	10月30日	1月30日
融	4月10日	7月10日	10月10日	1月10日
融	4月30日	7月30日	10月30日	1月30日
融	6月5日	9月5日	12月5日	3月5日
融	6月15日	9月15日	12月15日	3月15日
融	6月25日	9月25日	12月25日	3月25日
融	7月5日	10月5日	1月5日	4月5日
融	7月15日	10月15日	1月15日	4月15日
融	7月25日	10月25日	1月25日	4月25日
融	8月5日	11月5日	2月5日	5月5日
融	8月15日	11月15日	2月15日	5月15日
融	8月25日	11月25日	2月25日	5月25日
融	8月31日	11月31日	2月31日	5月31日

参考
 (1)四十二年度申請実績
 個人施設 三、八〇三、五五〇千円
 共同利用施設 三、〇〇一、四四一、四一〇千円
 計 六、八〇四、九九一、九六〇千円
 (承認率八・三%)
 (2)四十二年度資金需要見込額
 個人施設 四、一三三、〇〇六千円
 個人一般 四、〇〇三、六一一、一〇〇千円
 小土地改良 二、九三三、八五五千円
 共同利用施設 七〇八、三三六千円
 計 一四、〇〇三、三三六千円
 二、融資方針
 (1)自立農家の育成、協業の助長
 (2)専業農家を優先する。
 (3)第一種兼業農家については、自立化への意欲の高いものを、前向の姿勢にあるものを優先する。
 (4)第二種兼業農家については、

極力これを抑制する。
 (2)過剰投資を戒め、合理的な農業経営を助長するため、自己資本の向上に努める。このため一部貸付規制を強化する。
 (3)耕種機(歩行)自動車導入については、現行融資率八〇%を七〇%に引下げるとともに、自己資金の調達度を重視する。
 (4)農作業場の過剰投資抑制措置として、標準単価を定める。昭和四十二年度においては、標準単価(一平方当り)一〇、〇〇〇円(坪当り三三、〇〇〇円)とする。この結果農作業場の融資限度額は(坪当り)三三、〇〇〇円×延坪面積×〇・八の範囲内とする。なお、この審査に当たっても自己資金調達度を重視する。
 (5)小額融資を抑制する。原則として、借入申込書の最低貸付額は一〇万円以上とし、かつ借入申込金額を当該希望償還期間で除して得た金額は、一、〇〇〇円以上になるようにするものとする。
 (6)耕種機等は、更新を契機に共同利用の大型化の助長に努める。
 (7)旧施設を近代化資金で導入した耕種機の更新を原則として認めない。
 (8)農業者の自主性、計画性の涵養を図り、併せて事務の簡素化、合理化に努める。
 (9)現行承認回数五回を年四回に改め、申請書の提出期限等に上表のとおりとする。
 (10)貸付日を各月の十五日(但し十月に限り二十五日とする)

国民年金
 一般に老令年金は七十才になればだれでも貰えるものと思いがちですが、おられる方がありますが、明治四十四年四月二日以降に生れた人は、国民年金に加入して定められた保険料を納めなければ、将来何年になっても年金はもらえません。
 (4)共同利用施設のうち、大規模のものは農林中金融資とし、融資に統一する。できれば各承認期一回の貸付日で完了するよう努める。
 (5)承認回数の減少、時期の変更、貸付日の統一により、農業者に不便を与えないよう事前に充分趣旨を徹底し、貸付実行日に合せた事業計画申請時期等要すれば計画性の涵養に努める。
 (6)約定償還日は十月二十日と定められているので、申請時にこのことを充分徹底し、慎重な償還計画を樹立せしめるとともに繰上償還は特別な場合を除き約定償還日に充当するように努める。
 (7)共同利用施設のうち、大規模のものは農林中金融資とし、融資に統一する。できれば各承認期一回の貸付日で完了するよう努める。
 (8)承認回数の減少、時期の変更、貸付日の統一により、農業者に不便を与えないよう事前に充分趣旨を徹底し、貸付実行日に合せた事業計画申請時期等要すれば計画性の涵養に努める。
 (9)約定償還日は十月二十日と定められているので、申請時にこのことを充分徹底し、慎重な償還計画を樹立せしめるとともに繰上償還は特別な場合を除き約定償還日に充当するように努める。

老令年金
 国民年金の資格を有してから障害者になって障害の程度が次の要状態以上であり、発症認定日時に於て最近の保険料納付状況が一ヶ年以上ある人が受けられます。
 一級障害 年額七万二千円
 二級障害 年額六万円
 一級障害 年額六万円
 二級障害 年額六万円
 国民年金の資格を有してから障害者になって障害の程度が次の要状態以上であり、発症認定日時に於て最近の保険料納付状況が一ヶ年以上ある人が受けられます。
 一級障害 年額七万二千円
 二級障害 年額六万円
 国民年金の資格を有してから障害者になって障害の程度が次の要状態以上であり、発症認定日時に於て最近の保険料納付状況が一ヶ年以上ある人が受けられます。
 一級障害 年額七万二千円
 二級障害 年額六万円

老令福祉年金
 明治四十四年四月一日までの間に生れた人が七十才になります。貰う年金が所得制限や恩給額制限があります。
 障害年金
 国民年金の資格を有してから障害者になって障害の程度が次の要状態以上であり、発症認定日時に於て最近の保険料納付状況が一ヶ年以上ある人が受けられます。
 一級障害 年額七万二千円
 二級障害 年額六万円
 国民年金の資格を有してから障害者になって障害の程度が次の要状態以上であり、発症認定日時に於て最近の保険料納付状況が一ヶ年以上ある人が受けられます。
 一級障害 年額七万二千円
 二級障害 年額六万円

昭和四十二年度申請実績
 個人施設 三、八〇三、五五〇千円
 共同利用施設 三、〇〇一、四四一、四一〇千円
 計 六、八〇四、九九一、九六〇千円
 (承認率八・三%)
 (2)四十二年度資金需要見込額
 個人施設 四、一三三、〇〇六千円
 個人一般 四、〇〇三、六一一、一〇〇千円
 小土地改良 二、九三三、八五五千円
 共同利用施設 七〇八、三三六千円
 計 一四、〇〇三、三三六千円
 二、融資方針
 (1)自立農家の育成、協業の助長
 (2)専業農家を優先する。
 (3)第一種兼業農家については、自立化への意欲の高いものを、前向の姿勢にあるものを優先する。
 (4)第二種兼業農家については、

極力これを抑制する。
 (2)過剰投資を戒め、合理的な農業経営を助長するため、自己資本の向上に努める。このため一部貸付規制を強化する。
 (3)耕種機(歩行)自動車導入については、現行融資率八〇%を七〇%に引下げるとともに、自己資金の調達度を重視する。
 (4)農作業場の過剰投資抑制措置として、標準単価を定める。昭和四十二年度においては、標準単価(一平方当り)一〇、〇〇〇円(坪当り三三、〇〇〇円)とする。この結果農作業場の融資限度額は(坪当り)三三、〇〇〇円×延坪面積×〇・八の範囲内とする。なお、この審査に当たっても自己資金調達度を重視する。
 (5)小額融資を抑制する。原則として、借入申込書の最低貸付額は一〇万円以上とし、かつ借入申込金額を当該希望償還期間で除して得た金額は、一、〇〇〇円以上になるようにするものとする。
 (6)耕種機等は、更新を契機に共同利用の大型化の助長に努める。
 (7)旧施設を近代化資金で導入した耕種機の更新を原則として認めない。
 (8)農業者の自主性、計画性の涵養を図り、併せて事務の簡素化、合理化に努める。
 (9)現行承認回数五回を年四回に改め、申請書の提出期限等に上表のとおりとする。
 (10)貸付日を各月の十五日(但し十月に限り二十五日とする)

国民年金
 一般に老令年金は七十才になればだれでも貰えるものと思いがちですが、おられる方がありますが、明治四十四年四月二日以降に生れた人は、国民年金に加入して定められた保険料を納めなければ、将来何年になっても年金はもらえません。
 (4)共同利用施設のうち、大規模のものは農林中金融資とし、融資に統一する。できれば各承認期一回の貸付日で完了するよう努める。
 (5)承認回数の減少、時期の変更、貸付日の統一により、農業者に不便を与えないよう事前に充分趣旨を徹底し、貸付実行日に合せた事業計画申請時期等要すれば計画性の涵養に努める。
 (6)約定償還日は十月二十日と定められているので、申請時にこのことを充分徹底し、慎重な償還計画を樹立せしめるとともに繰上償還は特別な場合を除き約定償還日に充当するように努める。
 (7)共同利用施設のうち、大規模のものは農林中金融資とし、融資に統一する。できれば各承認期一回の貸付日で完了するよう努める。
 (8)承認回数の減少、時期の変更、貸付日の統一により、農業者に不便を与えないよう事前に充分趣旨を徹底し、貸付実行日に合せた事業計画申請時期等要すれば計画性の涵養に努める。
 (9)約定償還日は十月二十日と定められているので、申請時にこのことを充分徹底し、慎重な償還計画を樹立せしめるとともに繰上償還は特別な場合を除き約定償還日に充当するように努める。

老令年金
 国民年金の資格を有してから障害者になって障害の程度が次の要状態以上であり、発症認定日時に於て最近の保険料納付状況が一ヶ年以上ある人が受けられます。
 一級障害 年額七万二千円
 二級障害 年額六万円
 国民年金の資格を有してから障害者になって障害の程度が次の要状態以上であり、発症認定日時に於て最近の保険料納付状況が一ヶ年以上ある人が受けられます。
 一級障害 年額七万二千円
 二級障害 年額六万円

老令福祉年金
 明治四十四年四月一日までの間に生れた人が七十才になります。貰う年金が所得制限や恩給額制限があります。
 障害年金
 国民年金の資格を有してから障害者になって障害の程度が次の要状態以上であり、発症認定日時に於て最近の保険料納付状況が一ヶ年以上ある人が受けられます。
 一級障害 年額七万二千円
 二級障害 年額六万円
 国民年金の資格を有してから障害者になって障害の程度が次の要状態以上であり、発症認定日時に於て最近の保険料納付状況が一ヶ年以上ある人が受けられます。
 一級障害 年額七万二千円
 二級障害 年額六万円

「これから多い」
「こどもの水死事故」

こどもの水による事故はいぜんとして多発の状態であります。昨年に取り続き今年も県民運動として強力に展開し地域ぐるみの総合的な防止対策を推進し、県民あげてこどもの水死事故の防止を期することになりました。これから豊稔期を迎え多忙の季節となります。この時期になるとこどもの水死事故が目立って多いことを忘れてはなりません。忙しさのあまり尊い生命を失うことのないよう次の点に注意しましょう。

- 一、幼児を一人遊ばせさないこと。
- 一、幼児同志で遊ばせないこと。
- 一、仕事のかたわら子守りをする場合は特に保護に十分注意する。
- 二、危険な場所と遊んでいる児童を発見した場合はだれでも直ちに適切な指導をする。
- 一、幼児の行動範囲は家からごく近い場所である、家の附近にある危険な場所には柵、金網、ふた等を完全にしておく。

以上のことをまもり水の犠牲者が一人でも少なくなるよう皆さんで心掛けましょう。

厚生課



ツベルクリン反応及び
BCG接種の重要性について

結核予防に対するツベルクリン反応及びBCG接種について今さら云うまでもなく、皆様方は充分認めていられる事と、思いますが、今一度重要性について考えて見ましょう。近年は、結核の早期発見。化学薬品の進歩。BCGの普及によって、死亡率が低くなっている様です。でも全国にはまだ二百万人以上の結核患者があり、この渦東村全村を合せると五十九名の感染性患者がおります。四十一年度には、七名の新しい患者が出ております。

幸に結核の死亡者は一人もおりませんが、治癒した人達七名を差し引いても、現在の結核患者数は一人減っておりません。其の外に患者でない人、つまり治療は必要ではないが無理をしたり、不規則な生活をしたりすると再び発病の恐れのある人が渦東村全村に九十二名もおります。患者と合せると百五十一名になりますね。ほんとうに大きい数字である事と思えます。死亡が減って患者が減らないと云うのは、結核を監視しているためと、良い薬に結核菌が強く変わったことが云えます。ですから新しく病巣が出ますと、今迄の人よりも、癒りにくくなり長い年月苦しまなければいけないこととなります。

ではどうしたら、結核にかからない様にするか、又早期発見の方法は、それは、ツベルクリン反応とBCG接種を確実にこなうことによつて、防ぐことが出来るので

ツベルクリン反応とBCG

す。ツベルクリン及BCGが、つていて行なわれたのは昭和二十一年〜二十二年頃からで、戦後です。四十才以下の人は、経験があまりかた存じませんが、四十才以上の方々は未だですが、このない人達が多しと思えます。発病率は四十才以上の方と乳幼児に多いこととです。

四歳までを除き、五〜九歳までを疑陽性、十歳以上を陽性と判定します、又其の発赤の状態によりもっと、くわしく判定も行なわれます。それにより其の人が現在結核に対して、どんな状態にあるかを知るのです。

○自然陽転とはツベルクリンが陽性になった人、この人達の陽転してからの一年間の結核発病率は一五％〜二〇％で非常に高い率を示しております。この人達をどうして結核に対して抵抗力をつけ発病を少なくするか、それはBCGが役割を果してくれているのです。

○BCG陽転とはツベルクリン反応が九歳以下の人でBCGを接種後、ツベルクリン反応が

日 程 表

期 日	事 業 内 容	場 所	時 間
42年5月8日	ツベルクリン接種	南保育所	午前10時〜11時30分まで
" 5月8日	" "	大原保育所	午後1時〜2時50分まで
" 5月8日	" "	井随保育所	午後2時30分〜3時30分まで
" 5月9日	" "	児童館	午前1時〜11時まで
" 5月9日	" "	西部保育所	午後1時〜2時30分まで
" 5月10日	ツベルクリン判定	南保育所	午前10時〜11時まで
" 5月10日	BCG接種	大原保育所	午後1時〜1時40分まで
" 5月10日	" "	井随保育所	午後2時30分〜3時10分まで
" 5月11日	" "	児童館	午前10時〜11時まで
" 5月11日	" "	西部保育所	午後1時〜2時まで
" 5月15日	ツベルクリン接種	西小学校	午後2時〜
" 5月16日	" "	東小学校	" "
" 5月17日	ツベルクリン判定	西小学校	" "
" 5月18日	BCG接種	東小学校	" "
" 5月29日	ツベルクリン接種	南小学校	" "
" 5月30日	" "	中学校	" "
" 5月31日	ツベルクリン判定	南小学校	" "
" 6月1日	BCG "	中学校	" "

陽性に出ることで、この人達の陽転後の一年間の発病率は僅かに、一、五〜一〇％で二年後は〇、五％になり自然陽転と、BCG陽転では十分の一の発病率となります。

今まではBCGは非常に嫌われて疑陽性の方は行なっていない所もありました。これからは陰性、疑陽性の方もBCGを受ける様に致しましょう。

一 新しいBCG接種法について
この四月から結核予防法が改正になり、BCG接種法が変更され、今までの皮下注射から管針法と云う経皮接種と変り、スタンプ用式で少しも痛くなく赤ちゃんでも泣きません。それにひどい潰瘍もなく、あってももなく局所の反応も弱く、あとがほとんど残らないし、液も強力で今までの百六十倍もあり効果は充分と云うわけです。

殊に乳幼児の結核の場合は感染すると引き続き発病するケースが多いため必ず受ける様に致しましょう。

◎BCG接種ツベルクリン陽転率
○初回一六〇〜一八〇％
○再回一九〇〜一〇〇％
完全陽転になるわけです。
今年のは渦東村としても〇才〜六才までの全乳幼児、小学、中学校全員に五月八日から始まりますから左記日程に御家庭の皆様方の御協力を殊にお願い致します。

一人でも多くの人達がツベルクリン完全に行なうて結核に対して抵抗力をつけましょう。終わりに結核の早期発見には、一般住民のレントゲン車も大きな役割を果していることを自覚して一〇〇％検査を行なう様にしましょう。